

韓国特許の判例紹介
特許法院 2019.3.29 宣告 2018 ホ 2717
－ 選択発明の進歩性判断が緩和される場合 －

2019年9月9日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

第1. 事件の概要

韓国 特許法院 2019.3.29 宣告 2018 ホ 2717

ブリストルマイヤーズスクイブ ホールディングス アイランドアンリミテッドカンパニー vs アジュウ薬品(株)、他

＜結論＞ 登録無効

ブリストルマイヤーズスクイブ社の血栓塞栓症の治療薬「アピキサバン」特許の有効性が争われた事件（登録無効判決）。

選択発明の進歩性判断が緩和される場合が示された点で有用。

また、日本の裁判例（知財高裁大合議事件 平成 30.4.13 平成 28 年（行ケ）第 10182 号、第 10184 号「ピリミジン誘導体事件」）も参考となる。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。